

佐久市観光協会公式ホームページ リンク設定規程

(目的)

第1条 この規程は、佐久市観光協会公式ホームページ（以下「ホームページ」という。）におけるリンクの設定、解除等に関して、必要な事項を定めるものとする。

(リンク対象)

第2条 リンク対象とするウェブサイトは、次の各号に該当するものとする。

- (1) 官公署及びそれに付随する機関が所有、管理するウェブサイト
- (2) 佐久市内の公共的な団体のウェブサイト
- (3) 佐久市観光に有益と認められる団体のウェブサイト
- (4) その他、佐久市観光協会（以下「協会」という。）が必要と認めたウェブサイト

2 前項に関わらず、次の各号に該当し、又はそのおそれがあると認められるものについては、対象としないものとする。

- (1) 法令等に違反するもの
- (2) 公の秩序若しくは善良の風俗に反するもの
- (3) 人権その他の者の権利を侵害するもの
- (4) 第三者の著作権、財産権、プライバシー等を侵害するもの
- (5) 他者に損害、不利益を与えるもの
- (6) 政治性又は宗教性のあるもの
- (7) 他者を誹謗、中傷又は差別するもの
- (8) 専ら個人的に利益を目的とするもの
- (9) ホームページの趣旨に適合しないもの
- (10) その他、協会が不相当と認めるもの

(ホームページへのリンク設定)

第3条 ホームページへのリンク設定を希望する者は、別に定める様式1により協会長に申込むものとする。

- 2 ホームページへのリンク設定を行う場合は、トップページを対象とする。
- 3 ホームページへのリンク設定において、悪用の意図があきらかな場合のほか、リンク元のウェブサイトの内容が前条第2項に該当し、又はそのおそれがあると認められるものについては、リンクを認めないものとする。

(ホームページリンク集への参加等及び設定)

第4条 リンク集への参加申込みを希望する者（以下「申込者」という。）は、本規程の内容に同意の上、別に定める様式2により協会長に申込むものとする。

- 2 協会は、協会が選定したウェブサイト又は申込者からリンク集への参加申込みがあったウェブサイトで、第2条第2項に照らし適当と認めるものについて、リンクを設定するものとする。

- 3 前項によりリンク設定されたウェブサイトの開設者は、当該ウェブサイトを閉鎖した場合、又は当該ウェブサイトのURLを変更した場合には、その旨を管理者に速やかに連絡するものとする。
- 4 第2項のうち、管理者の選定に係るものにあつては、あらかじめ当該ウェブサイトの開設者(以下「開設者」という。)にリンク設定に関する同意を得るものとする。

(リンク集へのリンク設定決定)

第5条 協会事務局長は、前条の規定により申込みがあつた場合は、第2条の規定に基づき審査を行い、決定するものとする。

- 2 協会長は、前項の規定によりリンク設定の可否を決定したときは、書面等により申込者に通知するものとする。

(リンクの解除)

第6条 管理者は、リンク設定されたウェブサイトについて、申込者及び開設者(以下「申込者等」という。)からリンク設定解除の申し出があつた場合のほか、次の各号に該当する場合には、申込者等の同意を得ずに当該リンク設定を解除できるものとする。

- (1) ウェブサイトの内容が、第2条第2項に照らし適当と認められないものとなつた場合
 - (2) ウェブサイトが閉鎖された場合
 - (3) ウェブサイトのURLが変更され、管理者への連絡がないまま放置された場合
- 2 当該リンクの解除について、原則として申込者等へのリンク設定解除の連絡は行わないものとする。

(免責事項)

第7条 協会は、リンク設定されたウェブサイトの内容及び当該ウェブサイトを利用したことにより発生した利用者のすべての不利益、損害等に対して、いかなる責任も負わないものとする。

- 2 協会は、リンク設定を行わなかつたことによつて発生したいかなる問題に関して、一切の責任を負わないものとする。

(その他)

第8条 この規程に定めるもののほか、リンク設定の取扱いに関して必要な事項は、協会が別に定めるものとする。

附則

(施行期日)

この規程は平成27年2月2日から施行する。